

灘崎荘通所介護事業所

重要事項説明書

様	ご利用日 ()曜日
	ご利用時間(時 分 ~ 時 分)

1、 サービスについての説明者

職 名 _____

氏 名 _____

電 話 086-362-5050

※緊急時のご連絡先もこちらです。

※ご不明な点はなんでもお尋ね下さい。

2、 当事業所の概要

(a) 提供できるサービスの種類と概要

事業所の種類・名称	指定通所介護事業所 灘崎荘通所介護事業所
所在地	岡山県岡山市南区彦崎 2300 番地
介護保険事業所番号	3 3 7 0 1 0 7 0 1 7
サービスを提供する地域	岡山市(南区旧灘崎町・南区藤田、興除・芳泉・福浜・福南・芳田・妹尾・福田中学校区)、玉野市、早島町、倉敷市(郷内・多津美・東陽中学校区))
主な加算対象サービスの内容	①個別機能訓練 ②栄養改善 ③口腔機能向上

(b) 当事業所の職員体制

管 理 者	1 名 (常勤)	併設の特別養護老人ホーム灘崎荘の施設長と兼務
生活相談員	6 名以上	介護職員と兼務
看護職員	3 名以上	機能訓練指導員と兼務
介護職員	6 名以上	
機能訓練指導員	3 名以上	
事務職員	1 名 (常勤)	併設の特別養護老人ホーム灘崎荘の事務員と兼務

(c) 当事業所の定員

30 名

(d) 営業日・営業時間 9時50分～16時00分

・開所日 (月～土曜日) ・休所日 (日曜日、年末12月30日～年始1月3日)

サービスの時間種類	利用時間
3時間30分デイサービス	午前9時50分から午後1時20分まで
6時間10分デイサービス	午前9時50分から午後4時00分まで

※ 送迎に要する時間は、上記の利用時間に含まれません。

3、サービスの内容

(a) 共通的基本サービス

1、健康チェック 2、アクティビティサービス 3、養護 4、給食サービス 5、入浴サービス 6、送迎サービス(迎え・送り・家族送迎の選択可) 7、必要に応じて介護方法の相談など	契約者が自立した生活を送るために、 能力に応じて食事・入浴・排泄などの 必要な介助を行います。
---	---

(b) 主な加算対象サービス

1. 個別機能訓練(I)	○機能訓練指導員により、ご契約者の心身等の状況に応じて、個別機能訓練計画を作成し、日常生活を送るために必要な機能の回復、またはその減退を防止するための訓練を実施します。
2. 栄養改善	○管理栄養士等により、ご契約者の栄養状態、摂食・嚥下機能の状態等に応じて、栄養ケア計画を作成し、栄養状態を改善するためのサービスを実施します。 ○月2回管理栄養士が栄養改善サービスを提供した際に料金をいただきますが、それ以外の来所日も、栄養、摂食・嚥下に配慮した食事介助等を行います。また、3ヶ月を限度として実施しますが、所定の栄養状態の改善がない場合には、さらに継続してサービスを受けることができます。
3. 口腔機能向上	○看護師等により、ご契約者の口腔機能の状態に応じて、口腔機能改善管理指導計画を作成し、口腔清潔、摂食、嚥下機能の向上等を図るためのサービスを実施します。 ○月2回看護師が口腔機能改善サービスを提供した際に料金をいただきます。3ヶ月を限度として実施しますが、評価の結果、口腔機能の向上がない場合には、さらに継続してサービスを受けることができます。

※ 居宅サービス計画書および通所介護計画書に基づいたサービスを提供する。

4、利用料金

1、別紙をご覧ください。

2、利用料金のお支払方法

前記の料金・費用は、1 か月ごとに計算し、翌月 10 日ごろにご請求いたしますので、ご契約者は口座振替の場合、20 日に施設の口座に支払うものとします。また現金でのお支払いの場合、月末までに施設に支払うものとします。

口座振替（自動引き落とし）は施設の指定する金融機関（中国銀行（支店に関しては指定はありません））からとさせていただきます。その際の口座引き落とし手数料 55 円はご負担お願いいたします。なお、残高不足等の理由により指定日に口座振替が行えなかった場合は、月末までに施設の指定口座へ振り込みをするか、施設窓口までお支払いをお願いします。また指定口座への振込手数料はご負担をお願いします。

5、サービスの利用の中止、変更、追加

1、利用予定日の前に、ご契約者の都合により、通所介護サービスの利用を中止変更することができます。この場合には、サービスの実施日の当日朝 8 時 15 分までに灘崎荘通所介護事業所(086-362-5050)に申し出てください。

2、月のサービス利用日や回数については、担当の居宅介護支援事業者のケアマネージャーから提供されるサービス提供票に従って実施します。

3、月途中で、要介護度が変更となった場合には、日割り計算により、それぞれの単価に基づいて利用料を計算します。また、サービス利用の変更の申し出に対して、事業所の稼動状況により、契約者の希望する期間にサービスの提供ができない場合、他の利用可能日時を契約者に提示して協議します。

4、ご利用の決定にあたり、事前に見学・通所介護サービスが利用できます。その場合通所介護サービス利用料金は不要です。

5、ご利用が決定した場合、当重要事項説明書の事前説明を十分行い、契約書を締結いたします。その時に他の必要書類もお渡しいたしますので、サービスの初回利用時までには、介護保険被保険者証と併せて事業所までご提出下さい。

6、ご利用にあたり、通所介護事業所の職員が事前に連絡の上、面接にお伺いさせていただきます。

7、風邪などの病気の際はサービス提供をお断りする場合があります。また、当日朝の健康チェックの結果、体調が思わしくない場合はサービス内容の変更または中止をさせていただきます。この場合はご家族へ連絡する他、担当の居宅介護支援事業所へ当事業所から報告し適切な対処をいたします。この場合食費は、摂取の如何にかかわらず徴収させていただきます。

8、サービスご利用中に急に体調が悪くなった場合は、速やかにご家族の緊急連絡先へ連絡を取ります。連絡が取れない場合は、利用者の主治医または適切な病院へ連絡を取り、救急車または当事業所の車両で緊急搬送します。

6、事故発生時の対応

- 1, ご利用中に発生した事故については迅速な対応をし、ご利用者家族、担当の居宅介護支援事業所、市町村等にその事故の内容・経過について報告いたします。また、契約書の定めるところにより当事業所が責めを負わなければならない場合、速やかに損害賠償に応じ再発防止策を講じます。

7、非常災害対策

- 1, 万が一の非常災害に備えて消防計画、風水害（土砂崩れ）等に対する防災計画を作成し、年2回以上定期的に、避難、救出その他必要な訓練を行います。

8、身体的拘束等の禁止及び緊急やむを得ず身体的拘束等を行う場合の手続き

- 1, サービスの提供にあたっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）を行わないものとします。
- 2, やむを得ず身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由等必要な事項を記録するものとします。

9、虐待防止の措置

- 1, ご利用者の人権擁護及び虐待等の防止に努めていきます。虐待の防止に関する責任者を選定するとともに、虐待の防止を啓発・普及する為、職員に対して研修を行います。
- 2, 虐待を受けたと思われるご利用者を発見した場合には、速やかに、これを市町村に通報します。

10、成年後見制度の活用支援

- 1, 当事業所は、ご利用者と適正な契約手続きを行うため、必要に応じて、成年後見制度の利用方法や関係機関の紹介など、成年後見制度を活用できるよう支援を行います。

11、サービスの終了

- 1, サービスの終了を希望する時は、まず当事業所の職員に連絡するか、または担当の居宅介護支援事業所の介護支援専門員（ケアマネージャー）にご連絡下さい。
- 2, 以下の場合は自動的に終了となります。
 - a, 利用者が、介護保険施設に入所した場合
 - b, 利用者の要介護認定区分が、非該当となった場合

c、利用者が、死去した場合

12、サービスの内容に関する苦情

- 1, サービスの内容に関する苦情や、利用料金等についてのお問い合わせがありましたら、灘崎荘苦情受付窓口(苦情解決責任者・末沢和也、苦情受付担当者・生活相談員 岡田紀男)までご連絡下さい。その他、各市町村の相談窓口等に伝えることができます。

岡山市 事業者指導課

岡山市北区大供 3-1-18 電話：086-212-1013

岡山市 介護保険課

岡山市北区鹿田町 1-1-1 電話：086-803-1240

倉敷市 介護保険課

倉敷市西中新田 640 電話：086-426-3343

玉野市 介護保険課

玉野市宇野 1-27-1 電話：0863-32-5534

早島町 健康福祉課

岡山県都窪郡早島町大字前潟 360-1 電話：086-482-2483

国民健康保険団体連合会

岡山市北区桑田町17-5 電話：086-223-8811

岡山県社会福祉協議会運営適正化委員会

岡山市北区南方 2-13-1 電話：086-226-9400

令和 年 月 日

指定通所介護のサービスの提供にあたり、利用者に対して契約書および本書面に基づいて重要な事項の説明をいたしました。

(事業者)

住 所 岡山県岡山市南区彦崎 2300
法人名 社会福祉法人 翔 洋 会
施設名 灘崎荘通所介護事業所
管理者 末沢 和也 ⑩

契約書および本書面により、事業者から通所介護サービスについての重要な事項の説明を受け、同意いたしました。

(利用者)

住 所 _____
氏 名 _____ ⑩

(代理人)

住 所 _____
氏 名 _____ ⑩
(続柄)

利用単位・料金表

(a) 基本サービスの利用単位

通所介護費（通常規模）

介護度別	①3時間30分(1回当り)	②6時間10分(1回当り)	
サービス提供時間	9時50分～13時20分	9時50分～16時00分	
要介護1	370単位	584単位	
要介護2	423単位	689単位	
要介護3	479単位	796単位	
要介護4	533単位	901単位	
要介護5	588単位	1,008単位	
加算		加算の内容	
個別機能訓練体制 加算Ⅰイ・Ⅰロ	56単位・76単位	計画に基づいて個別機能訓練を行っている場合1日につき算定する。	
入浴介助加算Ⅰ	40単位	入浴した回数ごとに算定する。	
栄養改善体制加算	200単位	低栄養状態の改善を目的として個別的に実施した場合3ヶ月以内の期間に限り1月に2回を限度に算定する。	
口腔機能向上 加算	150単位	口腔機能の向上を目的として個別的に実施した場合3ヶ月以内の期間に限り1月に2回を限度に算定する。	
サービス提供体制 強化加算Ⅰ	22単位	介護職員に介護福祉士を一定割合確保しサービス提供の体制強化を行う加算。	
口腔・栄養 スクリーニング 加算Ⅱ	5単位	毎月の身長、体重を計測して、BMIと管理栄養士の助言内容をケアマネージャーに報告した場合6ヶ月に1回を限度にして算定する。	
介護職員処遇 改善加算Ⅰ	9.2%	利用された提供単位数×9.2%×介護保険負担割合証に記載されている割合が利用者様負担(支給限度額管理の対象外)。	
中重度者ケア 体制加算	45単位	介護職員及び看護職員を一定割合確保し、要介護者のケアの充実を図る加算。	

※ 単位数単価は、各単位数に10.14円を乗じた金額となります。また、サービスを利用される方の利用者負担は、介護保険負担割合証に記載されている割合となります。

※ 介護給付費体系の変更があった場合には、上記単位・料金は変更されます。

(b) 介護保険の給付の対象とならないサービスの利用料金

<p>食 費</p>	<p>昼食代 : 550 円 (おやつ代含む) 行事食 : 1,100 円 ~ * 午前 10 時以降にお休みの連絡をいただいた場合は、キャンセル料として上記費用をいただきます。 * レクリエーション活動の一環として昼食を作る場合は、材料代実費が必要となります。</p>
<p>そ の 他 実 費 (自 己 負 担 金)</p>	<p>レクリエーション・手芸・趣味活動等にかかった材料代実費 事業所で用意してある紙おしめ等を使用された場合の実費 (紙パンツ M 1 枚 67 円、L 1 枚 75 円、LL 1 枚 84 円、パット小 1 枚 22 円、大 1 枚 39 円、紙おしめ M 1 枚 77 円、L 1 枚 89 円) 写真代(デジカメプリント L 判 1 枚 50 円、LL 判 1 枚 110 円、 A4 判 1 枚 210 円) 喫茶代(コーヒー・紅茶・ジュース等各 60~110 円) 衛生器具代(歯ブラシ 110 円、保湿クリーム 220 円) 洗濯代 (1 回 110 円)</p>
<p>特別な場合に別途必要とされる料金</p>	<p>事業所の実施地域以外の地域に居住される方への送迎サービスについては、以下の料金が必要です。 1, 実施地域を越えて片道 5 k m 未満 1 回につき 400 円 2, 実施地域を越えて片道 5 k m 以上 1 回につき 500 円 ※ 通常の事業の実施地域は、岡山市(南区旧灘崎町・南区藤田、興除・芳泉・福浜・福南・芳田中学校区・妹尾)、玉野市、早島町、倉敷市(郷内・多津美・東陽中学校区)の区域です。</p>

※ 経済状況の著しい変化その他やむを得ない事由がある場合、相当な額に変更することがあります。